

第8章

環境管理





1. 政策

2. 環境に関する必要事項

- 2.1 規制対象事業に対する環境影響評価
- 2.2 用地適性評価

環境管理

環境に対し健全で持続的な開発を促進するため、マレーシア政府は環境保護の法的かつ制度的な枠組を設けている。投資家は、事業計画の初期段階において「環境」という要素を考慮するよう奨励されている。汚染防止に努めるということは、汚染防止を生産工程の一部ととらえ、自主規制の文化を含む再利用の選択肢を重視しつつ、排出物の発生を最小限に抑えるべく生産工程を修正する可能性もあるということである。

1. 政策

マレーシアの国家環境政策（DASN）は、経済、社会、文化の継続的な発展のため、また環境に配慮した健全で持続可能な開発を通じてマレーシア人の生活の質を向上させるために、樹立された。国家環境政策（DASN）の目的は、下記を達成することにある。

- i. 現在そして次世代のための、清潔な環境、安全、健康で生産的な環境。
- ii. すべての社会構成員の効果的な参加による、マレーシア独特の多様な文化と自然遺産の保全。
- iii. 持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターン。

経済発展の目標と環境的責務を調和させるために、国家環境政策（DASN）は8つの指針を定めている。

- 環境への責務。
- 自然の生命力と多様性保全。
- 環境の質の継続的な向上。
- 天然資源の持続可能な利用。
- 統合的な意思決定。
- 民間部門の役割。
- 誓約と説明責任。
- 国際社会への積極的な参加。

国家環境政策（DASN）は、長期的な経済発展と人類の発展を促進し、環境を保護し向上させるために、開発活動およびあらゆる意思決定において環境に対する配慮を組み込むことに努めている。国家環境政策（DASN）は、林業や工業などにおける、その他の国家政策の環境的側面を補完し強化するものであり、地球規模の課題に関する国際条約に対応するものである。

2. 環境に関する必要事項

1974年環境基準法と附属規則は、環境影響評価、用地適性評価、汚染管理評価、モニタリング、法令遵守における自己規制を求めている。工業活動実施にあたっては、下記について環境基準事務局長の事前認可を取得する必要がある。

- i. 規制対象事業に対する環境影響評価
- ii. 建設告知書または許可書
- iii. 焼却炉、燃料燃焼設備、煙突の設置に対する認可書
- iv. 規制対象建物および規制対象乗り物の占有および使用ライセンス

2.1 規制対象事業に対する環境影響評価

投資家は、まず、自分の提案した工業活動に対し環境影響評価(EIA)が義務づけられているかどうかを確認する必要がある。下記の活動は、2015年環境基準（規制対象事業）（環境影響評価）命令の規定に基づき、プロジェクト認可の前に環境影響評価（EIA）を実施することが義務づけられている。

表 1

1. 農業

- i. 20ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林用地を農業生産用地化するための土地開発計画。
- ii. 他の種類の農業用地への変更を含む、500ヘクタール以上の農業用地開発。

2. 空港

1,000メートル以上の滑走路を有する空港の拡張。

3. 排水路および灌漑

- i. 表面積が100ヘクタール以上の人工湖の建設および拡張。
- ii. 500ヘクタール以上の灌漑事業。

4. 漁業

20ヘクタール以上50ヘクタール未満のマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プロジェクト。

5. 林業

- i. 海拔300メートル以上にある、20ヘクタール以上100ヘクタール未満の森林を他の利用目的に転用する場合。
- ii. 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林を、他の利用目的に転用するため、伐木、切断、木材採取する場合。
- iii. 永久保存林の外部にあり、海拔300メートル未満の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。
- iv. 以下の土地の転用。
 - a) マングローブ林
 - b) 泥炭湿地林
 - c) 淡水沼沢林

20ヘクタール以上50ヘクタール未満の土地を、工業、住宅、農業用に利用する場合。

- v. 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の植林の開発。

6. 工業

- i. 化学
単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり100トン以上の場合。
- ii. セメント
生産能力が1日あたり200トン以上のセメント工場。
- iii. 石灰
回転窯で1日あたり100トン以上、または立て窯で1日あたり50トン以上の生石灰生産。
- iv. 石油化学
単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50トン未満の場合。

v. 造船所

5,000トン以上の載貨重量トン数を持つ船舶の製造。

7. 土地の埋め立て

50ヘクタール未満の海岸地埋め立てまたは河岸沿いの土地の埋め立て。

8. 鉱業

- i. アルミニウム、銅、金、鉄、タンタル、レアアースの精鉱など、鉱区外での鉱石の精製処理。
- ii. 20ヘクタール以上の土地または川、もしくは沿岸部、または低潮線から3カイリまでの領海における砂の採掘。
- iii. 大陸棚地域での砂の採掘。

9. 石油

- i. 以下の開発
 - a) 油田
 - b) ガス田
 - c) 油ガス田
- ii. 長さ30キロ以上ある以下の施設の建設
 - a) 海上パイプライン
 - b) 陸上パイプライン
 - c) 海上パイプラインおよび陸上パイプライン
- iii. 以下の施設の建設
 - a) 石油の分離、加工、管理、貯蔵のための施設
 - b) ガスの分離、加工、管理、貯蔵のための施設
 - c) 石油とガスの分離、加工、管理、貯蔵のための施設
- iv. 商業、工業、住宅地域から3キロ以内に位置し、合計60,000バレル以上の貯蔵能力（給油所は除く）を備える、ガソリン、ガス、ディーゼルの貯蔵庫の建設。

10. 港湾

- i. 年間荷役能力を50%以上拡大する港湾の拡張。
- ii. 年間水揚げ能力を50%以上拡大する漁港の拡張。

11. 発電所および送電施設

- i. 10メガワット以上の発電能力を持つ、（石炭以外の）化石燃料による蒸気タービン発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- ii. 複合サイクル型の発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- iii. 環境影響を配慮すべき地域での送電線の建設。

12. 沿岸部および丘陵地の開発

- i. 80室以上ある建物または施設の沿岸部での建設。
- ii. 平均潮位から300メートル以上の高度にある20ヘクタール以上の土地での、高原避暑地またはホテルの建設。

13. 傾斜地の開発

25度以上35度未満の傾斜地の50%未満を開発または開拓する場合。

14. 廃棄物処理と処分施設

- i. 指定廃棄物
 - a) 再生工場（敷地外）の建設
 - b) 汚水処理工場（敷地外）の建設
 - c) 貯蔵施設（敷地外）の建設
- ii. 固形廃棄物
 - a) 堆肥化工場の建設
 - b) 再生またはリサイクル工場の建設
- iii. 下水
 - a) 20,000人分以上の下水処理工場の建設。
 - b) 汚泥処理施設。

15. 浚渫

- i. 主要浚渫事業。
- ii. 浚渫後の廃棄物処理

16. 住宅

50ヘクタール以上の地域の住宅開発

17. 工業団地開発

20ヘクタール以上の工業団地の開発

18. 新住宅街

2,000軒以上の住宅または100ヘクタール以上の土地から成る新住宅街の建設。

19. 採石場

岩質材料の採石

20. 道路

- i. 高速道路の建設
- ii. 幹線道路の建設
- iii. 環境への配慮が必要な地域を横断するか、そのような地域に隣接または近接する道路、トンネル、橋の建設。

21. 水の供給

1日あたり4,500立方メートル以上を供給する産業用、農業用または都市への供給を目的とした地下水の開発。

表 2

1. 農業

- i. 500ヘクタール以上の森林用地を農業生産用地化するための土地開発計画。
- ii. 2,000頭以上のブタを飼育する新規の養豚場。

2. 空港

- i. 1,000メートル以上の滑走路を有する新空港の建設。
- ii. 州立公園、国立公園、国立海中公園、海中公園周辺の島、または環境への配慮が必要な地域に隣接または近接する空港の建設。

3. 排水路および灌漑

- i. 表面積が50ヘクタール以上あり、環境への配慮が必要な地域内にあるか、そのような地域に隣接もしくは近接する人工湖の建設、または湖の人為的な拡張。
- ii. 20ヘクタール以上の湿地、野生生物生息地、または乾燥内陸地の排水。

4. 漁業

50ヘクタール以上のマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プロジェクト。

5. 林業

- i. 海拔300メートル以上にある、100ヘクタール以上の森林を他の利用目的に転用する場合。
- ii. 以下における伐採または森林の他の利用方法への転用—
 - a) 公営水道、灌漑、水力利用のための貯水池の集水域。
 - b) 州立公園、国立公園、国立海中公園に隣接または近接する地域。
 - c) 州立公園、国立公園、国立海中公園。
 - d) 1984年国家林業法[法律 313号]により集水林と定められた地域。
- iii. 永久保存林の外部にあり、海拔300メートル以上の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。
- iv. 500ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。
- v. 500ヘクタール以上の植林地を開発する場合。
- vi. 以下の土地の転用。
 - a) マングローブ林
 - b) 泥炭湿地林
 - c) 淡水沼沢林

50ヘクタール以上の土地を、工業、住宅、農業用に利用する場合。

- vii. 国立海洋公園の隣接島におけるマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採。

6. 工業

- i. 非鉄
 - a) アルミ初期製錬（すべての規模）
 - b) 銅初期製錬（すべての規模）
 - c) その他の非鉄金属の初期製錬（日産50トン以上の製品の生産）
- ii. セメント
クリンカーで1時間あたり30トン以上の生産能力。
- iii. 製鉄・製鋼
 - a) 1日あたり100トン以上生産するための原材料として鉄鉱石を使用する場合。
 - b) 1日あたり200トン以上生産するための原材料として鉄のスクラップを使用する場合。
- iv. 石油化学
単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50トン以上の場合。
- v. パルプまたはパルプと紙
1日あたり50トン以上の生産能力。
- vi. リサイクル用紙業。
1日あたり50トン以上の生産能力。

7. 土地の埋め立て

- i. 50ヘクタール以上の海岸地埋め立て、または河岸沿いの土地の埋め立て。
- ii. 環境への配慮が必要な地域内にあるか、そのような地域に隣接または近接する海岸地埋め立て、または河岸沿いの土地の埋め立て。
- iii. 人口島の埋め立て。

8. 鉱業

- i. 大規模運用を含む新鉱区での採鉱。
- ii. 環境への配慮が必要な地域内の、またはそのような地域に隣接または近接する鉱区での採鉱。

9. 石油

- i. 製油所の建設。
- ii. ガス精製工場の建設。
- iii. 石油・ガス精製工場の建設。

10. 港湾

- i. 新港建設。
- ii. 新漁港の建設。

11. 発電所および送電施設

- i. 10メガワット以上の発電能力を持つ、石炭火力発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- ii. 原子力発電所の建設。送電線の有無は問わない。

12. 沿岸部、州立公園、国立公園での開発

以下の地域での旅行者用施設、レクリエーション用またはその他の施設—

- i. 国立公園または州立公園内。
- ii. 1985年漁業法[法律 317号]に基づき国立海中公園または海洋保護区に指定された海域周辺の島。

13. 傾斜地の開発

- i. 25度以上35度未満の傾斜地の50%以上を開発または開拓する場合。
- ii. 35度以上の傾斜地を横切る道路、トンネル、橋を建設する場合。

14. 廃棄物処理と処分施設

- i. 指定廃棄物
 - a) 熱処理工場の建設。
 - b) 鉛蓄電池廃棄物の敷地外再生工場の建設。
 - c) 公共用水取水口の上流で、多量の廃水を伴う敷地外再生工場または処理施設を建設する場合。
 - d) 安全な埋め立て施設の建設。
- ii. 固形廃棄物
 - a) 熱処理工場の建設。
 - b) 陸上埋め立て処分場の建設。
 - c) 中継施設の建設。

15. ダム建設

- i. 表面積が100ヘクタール以上で、灌漑、洪水軽減、沈泥防止、レクリエーション、給水などの目的でのダムまたは貯水池の建設。
- ii. 以下のいずれかまたは両方を含むダムおよび水力発電計画。
 - a) 高さ15メートル以上のダムと広さ40ヘクタール以上の附属構造。
 - b) 表面積100ヘクタール以上の貯水池。

16. 運輸

- i. 大量高速輸送プロジェクトのための新規路線または支線の建設。
- ii. 新規鉄道路線または支線の建設。

17. 放射性物質および放射性廃棄物

本表および表1に記載した事業で、放射性物質を使用し、放射性廃棄物を生み出すもの。

環境影響評価（EIA）報告書の2段階提出

- i. 承認を受けるための委託条件書の提出
- ii. 承認を受けるためのEIA報告書の提出

両書類とも適格者（環境局への登録EIAコンサルタント）が作成しなければならない。

2.2 用地適性評価

工業プロジェクトを立案する前に、候補地が目的に適合しているか、設計および／または立案段階で環境への懸念に対処しているかを確かめておかなければならない。適切な用地選定により紛争を回避することと、またより重要なのは環境管理と汚染防止を考慮しつつ紛争を回避することが、工業活動の長期的持続可能性にとって重要である。これにより、とくに汚染管理に関して必要となり、またプロジェクトや事業に対する一般市民の印象を改善するための不要な投資コストを削減できる可能性がある。

マレーシア環境省が刊行した 2017年マレーシア工業用地選定必携(EESIM)は、プロジェクト開発者が製造施設または工業施設の建設のための適正な用地を選定する際のガイドとなる。計画された工業事業は、工業団地内の用地に建設され、適切な環境管理方法で管理される。候補地の適性を考慮し、当該用地は、公示された構造政策または地域計画、周辺の土地利用、PLANMalaysia (Jabatan Perancangan Bandar dan Desa)が定めるセットバックや緩衝地帯の規定、追加的汚染負荷の受け入れ許容能力、廃棄物処理要件などに準拠しているかどうか評価される。